

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

(周南市手数料条例の一部改正)

第1条 周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表（1）建築物等の確認申請及び計画通知の部中

「

ア 建築物	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 5,000円</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 9,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 14,000円</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 34,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 140,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 240,000円</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 460,000円</p>
イ 建築設備	<p>1件につき 9,000円</p> <p>(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1件につき 5,000円)</p>
ウ 工作物	<p>1件につき 8,000円</p> <p>(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1件につき 4,000円)</p>

」

を
「

<p>ア 建築物</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円（構造計算書の添付がある場合にあつては、1 件につき 9,000円）</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以 下のもの 1件につき 12,000円（構造計算書の添付が ある場合にあつては、1件につき 14,000円）</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル 以下のもの 1件につき 20,000円（構造計算書の添付 がある場合にあつては、1件につき 22,000円）</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル 以下のもの 1件につき 28,000円（構造計算書の添付 がある場合にあつては、1件につき 34,000円）</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メー トル以下のもの 1件につき 51,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー トル以下のもの 1件につき 73,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メー トル以下のもの 1件につき 194,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メ ートル以下のもの 1件につき 337,000円</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件 につき 552,000円</p>
<p>イ 建築設備</p>	<p>昇降機 1件につき 12,000円</p> <p>小荷物専用昇降機 1件につき 6,000円</p> <p>（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を 設置する場合 昇降機 1件につき 7,000円 小荷 物専用昇降機 1件につき 4,000円）</p>

ウ 工作物	1 件につき 11,000円 (確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1 件につき 6,000円)
-------	--

に改め、同表 (2) 建築物等の完了検査申請及び工事完了通知の部中

「

ア 建築物 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項の特定工程(以下この部及び次の部において「特定工程」という。)に係るものを除く。)	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1 件につき 10,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1 件につき 12,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1 件につき 16,000円 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1 件につき 22,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1 件につき 36,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1 件につき 50,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1 件につき 120,000円 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1 件につき 190,000円 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 380,000円
イ 建築物 (特定工程に係るものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1 件につき 9,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1 件につき 11,000円

	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 35,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 110,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 180,000円</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 370,000円</p>
ウ 建築設備 (特定工程に係るものを除く。)	1件につき 13,000円
エ 建築設備 (特定工程に係るものに限る。)	1件につき 12,000円
オ 工作物	1件につき 9,000円

」

を
「

<p>ア 建築物 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項の特定工程(以下この部及び次の部において「特定工程」という。)に係るものを除く。)</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 22,000円</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 33,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 54,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 74,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 155,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 265,000円</p> <p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 452,000円</p>
<p>イ 建築物 (特定工程に係るものに限る。)</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円</p> <p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 32,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 51,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー</p>

	トル以下のもの 1件につき 70,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 149,000円 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 258,000円 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 447,000円
ウ 建築設備	昇降機 1件につき 18,000円 小荷物専用昇降機 1件につき 11,000円
エ 工作物	1件につき 13,000円

」

に改め、同表 (3) 建築物等の中間検査申請及び特定工程工事終了通知の部中

「

(3) 建築物等の中間検査申請及び特定工程工事終了通知	ア 建築物	中間検査を行う部分の床面積の合計(以下「合計床面積」という。)が30平方メートル以下のもの 1件につき 9,000円 合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円 合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円 合計床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 20,000円 合計床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 33,000円 合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 45,000円
-----------------------------	-------	---

		合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 100,000円 合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 160,000円 合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 330,000円
	イ 建築設備	1件につき 12,000円
	ウ 工作物	1件につき 9,000円

」

を
「

(3) 建築物 の中間検査 申請及び特 定工程工事 終了通知	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下「合計床面積」という。）が30平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円 合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 14,000円 合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円 合計床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 31,000円 合計床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 49,000円 合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 66,000円 合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 134,000円
--	---

	合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき 230,000円 合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 396,000円
--	--

」

に改める。

第2条 周南市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表 (5) 建築物建築等の許可申請の部モの項を同部ヨの項とし、同部ヨの項の前に次のように加える。

ヤ 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に使用する用途変更の許可	延べ面積が100平方メートル以下のもの 1件につき 16,000円 延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 60,000円 延べ面積が500平方メートルを超えるもの 1件につき 120,000円
ユ 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に使用する用途変更に関する特例の許可	1件につき 160,000円

別表その3 建築関係の表 (5) 建築物建築等の許可申請の部ニの項から同部メの項までを同部ヌの項から同部モの項までとし、同部ナの項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項を同部ニの項とし、同部トの項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項を同部ナの項とし、同部テの項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項を同部トの項とし、同部コの項から同部ツの項までを同部サの項から同部テの項までとし、同部ケの項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同部コの項とし、同部クの項の次に次のように加える。

ケ 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可	1件につき 33,000円
--	---------------

別表その3 建築関係の表 (6) 建築物等の認定申請の部テの項中「変更の認定」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同部テの項の次に次のように加える。

ト 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定	1件につき 27,000円
---------------------------------------	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年10月1日から、第2条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係			別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係		
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1) 建築物等の確認申請及び計画通知	ア 建築物	<u>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 5,000円</u>	(1) 建築物等の確認申請及び計画通知	ア 建築物	<u>床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円（構造計算書の添付がある場合にあつては、1件につき 9,000円）</u>
		<u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 9,000円</u>			<u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 12,000円（構造計算書の添付がある場合にあつては、1件につき 14,000円）</u>
		<u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 14,000円</u>			<u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 20,000円（構造計算書の添付がある場合にあつては、1件につき</u>

現行

改正案

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 19,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 34,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 140,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メー

22,000円)

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 28,000円 (構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 34,000円)

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 51,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 73,000円

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 194,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メー

現行		改正案	
	<p><u>トル以下のもの 1件につき 240,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1件に つき 460,000円</u></p>		<p><u>トル以下のもの 1件につき 337,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1件に つき 552,000円</u></p>
イ 建築設備	<p><u>1件につき 9,000円</u></p> <p><u>(確認を受けた建築設備の計 画の変更をして建築設備を設 置する場合 1件につき 5,000円)</u></p>	イ 建築設備	<p><u>昇降機 1件につき 12,000 円</u></p> <p><u>小荷物専用昇降機 1件につ き 6,000円</u></p> <p><u>(確認を受けた建築設備の計 画の変更をして建築設備を設 置する場合 昇降機 1件 につき 7,000円 小荷物専 用昇降機 1件につき 4,000 円)</u></p>
ウ 工作物	<p><u>1件につき 8,000円</u></p> <p><u>(確認を受けた工作物の計画 の変更をして工作物を築造す る場合 1件につき 4,000 円)</u></p>	ウ 工作物	<p><u>1件につき 11,000円</u></p> <p><u>(確認を受けた工作物の計画 の変更をして工作物を築造す る場合 1件につき 6,000 円)</u></p>
(略)		(略)	

現行

改正案

(2) 建築物等の完了検査申請及び工事完了通知

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項の特定工程（以下この部及び次の部において「特定工程」という。）に係るものを除く。）

床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 10,000円

床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 12,000円

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 16,000円

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 22,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 36,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

(2) 建築物等の完了検査申請及び工事完了通知

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項の特定工程（以下この部及び次の部において「特定工程」という。）に係るものを除く。）

床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円

床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 22,000円

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 33,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 54,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

現行

改正案

現行		改正案	
	<p><u>以下のもの 1 件につき 50,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が2,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以下のもの 1 件につき 120,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以下のもの 1 件につき 190,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1 件に つき 380,000円</u></p>		<p><u>以下のもの 1 件につき 74,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が2,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以下のもの 1 件につき 155,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以下のもの 1 件につき 265,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1 件に つき 452,000円</u></p>
イ 建築物（特 定工程に係る ものに限 る。）	<p><u>床面積の合計が30平方メー トル以下のもの 1 件につき 9,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が30平方メー トルを超え100平方メートル以下 のもの 1 件につき 11,000 円</u></p> <p><u>床面積の合計が100平方メー</u></p>	イ 建築物（特 定工程に係る ものに限 る。）	<p><u>床面積の合計が30平方メー トル以下のもの 1 件につき 11,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が30平方メー トルを超え100平方メートル以下 のもの 1 件につき 15,000 円</u></p> <p><u>床面積の合計が100平方メー</u></p>

現行

ルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 35,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 110,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メー

改正案

ルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 32,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 51,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 70,000円

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 149,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メー

現行			改正案		
		<u>トル以下のもの 1件につき 180,000円</u> <u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1件に つき 370,000円</u>			<u>トル以下のもの 1件につき 258,000円</u> <u>床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの 1件に つき 447,000円</u>
	ウ 建築設備 (特定工程に 係るものを除 く。)	1件につき 13,000円	ウ 建築設備		<u>昇降機 1件につき 18,000円</u> <u>小荷物専用昇降機 1件につ き 11,000円</u>
	エ 建築設備 (特定工程に 係るものに限 る。)	1件につき 12,000円			
	オ 工作物	1件につき 9,000円	エ 工作物		1件につき 13,000円
(略)			(略)		
(3) 建築物等の中 間検査申 請及び特 定工程工	ア 建築物	<u>中間検査を行う部分の床面積 の合計(以下「合計床面積」 という。)が30平方メートル 以下のもの 1件につき 9,000円</u>	(3) 建築物の中間検査申 請及び特定工程工事終了 通知		<u>中間検査を行う部分の床面積の 合計(以下「合計床面積」とい う。)が30平方メートル以下の もの 1件につき 11,000円</u>

現行

改正案

事終了通知

合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 11,000円

合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 15,000円

合計床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 20,000円

合計床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 33,000円

合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 45,000円

合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 100,000円

合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 14,000円

合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 21,000円

合計床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 31,000円

合計床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 49,000円

合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 66,000円

合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 134,000円

現行			改正案		
		<u>合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき160,000円</u> <u>合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 330,000円</u>			<u>合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件につき230,000円</u> <u>合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき396,000円</u>
	イ 建築設備	1件につき 12,000円			
	ウ 工作物	1件につき 9,000円			
(略)			(略)		
(5) 建築物建築等の許可申請	ア～キ (略)	(略)	(5) 建築物建築等の許可申請	ア～キ (略)	(略)
	ク 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可	1件につき 33,000円		ク 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可	1件につき 33,000円
			ケ 建築基準法第53条第5項の規定に基づく	1件につき 33,000円	

現行

改正案

<u>ケ</u> 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	1 件につき	33,000円
<u>コ～ツ</u> (略)	(略)	(略)
<u>テ</u> 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可	1 件につき	160,000円
<u>ト</u> 建築基準法第67条の3第5項第2号の	1 件につき	160,000円

<u>ク</u> 建築物の建ぺい率に関する特例の許可		
<u>コ</u> 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	1 件につき	33,000円
<u>サ～テ</u> (略)	(略)	(略)
<u>ト</u> 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可	1 件につき	160,000円
<u>ナ</u> 建築基準法第67条第5項第2号の規定	1 件につき	160,000円

現行

改正案

	規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可	
<u>ナ</u>	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率、高さ又は防火上有効な構造に関する特例の許可	1件につき 160,000円
<u>ニ～ム</u>	(略)	(略)
<u>メ</u>	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の許可の取消し	1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を6,400円に加算した額

	に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可	
<u>ニ</u>	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率、高さ又は防火上有効な構造に関する特例の許可	1件につき 160,000円
<u>ヌ～メ</u>	(略)	(略)
<u>モ</u>	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の許可の取消し	1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を6,400円に加算した額

現行

改正案

					<p><u>ヤ</u> 建築基準法 第87条の3第 5項の規定に 基づく一時的 に使用する用 途変更の許可</p>	<p>延べ面積が100平方メートル以 下のもの 1件につき 16,000円</p> <p>延べ面積が100平方メートルを 超え500平方メートル以下のも の 1件につき 60,000円</p> <p>延べ面積が500平方メートルを 超えるもの 1件につき 120,000円</p>
					<p><u>ユ</u> 建築基準法 第87条の3第 6項の規定に 基づく一時的 に使用する用 途変更に関す る特例の許可</p>	<p>1件につき 160,000円</p>
	<p><u>モ</u> 周南市特別 用途地区建築 規制条例（平 成15年周南市 条例第215 号）第4条第</p>	<p>1件につき 160,000円</p>			<p><u>ヨ</u> 周南市特別 用途地区建築 規制条例（平 成15年周南市 条例第215 号）第4条第</p>	<p>1件につき 160,000円</p>

現行

改正案

	1項ただし書の規定に基づく建築の許可	
(6) 建築物等の認定申請	ア～ツ (略)	(略)
	テ 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	1件につき 27,000円
(略)		

	1項ただし書の規定に基づく建築の許可	
(6) 建築物等の認定申請	ア～ツ (略)	(略)
	テ 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）	1件につき 27,000円
	ト <u>建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定</u>	<u>1件につき 27,000円</u>
(略)		

現行	改正案
その4 開発関係 ～ その6 その他 (略)	その4 開発関係 ～ その6 その他 (略)